

キャプナ★ニューズレター

8年目の秋に…

すっかり秋ですね。

CAPNAは相変わらずあわたましい日々が続きます。

外来小児科学会の展示、セミナー、J a S P C A N (日本子どもの虐待防止研究会)の制度検討委員会の名古屋開催(2、3面参照)に全面協力する一方、危機介入に関する本の出版準備も大詰めです。10月20日にウィルあいちで開かれる子育てフェスタ in あいちでも、CAPNAが事務局を務めて、他のNPOとともに準備作業に励んでいます。

私たちの活動が地域にどっしりと根付いてきたことを感じます。

仕事が増えただけでなく、応援して下さる方々の力も飛躍的に大きくなりました。中でも、名古屋市内22地区ロータリークラブの皆様が新規寄付事業として取り上げていただいたことは大きな励みです(4面)。

今月、CAPNAは発足から8年目を迎えます。毎日の忙しさは、CAPNAが社会から必要とされている証拠。がんばっていきます。

(編集部)

Vol. 25

名古屋市内22ロータリークラブの皆様 ありがとうございます

名古屋市内の22ロータリークラブの社会奉仕委員長会は、8月28日に開いた会議で、新規事業としてCAPNAへの寄付を行うことを決め、本年度分として200万円を計上していただきました。

愛知県内のロータリークラブの皆様には、かねてより虐待問題に深いご理解を賜り、個々のクラブ単位でご支援をいただけてきましたが、これだけまとまった形で応援していただくのは異例のことです。

CAPNA一同、心より感謝を申し上げます。ご厚意を子どもの虐待防止に役立てていきます。

各クラブ様の名称は以下の通りです(順不同)。

名古屋栄、名古屋昭和、名古屋東、名古屋中、名古屋、名古屋千種、名古屋名南、名古屋名東、名古屋錦、名古屋名駅、名古屋名北、名古屋和合、名古屋南、名古屋守山、名古屋東南、名古屋東山、名古屋瑞穂、名古屋大須、名古屋西南、名古屋西、名古屋北、名古屋みなと

20日に「子育てフェスタ in あいち」

20日午前10時から午後4時まで、名古屋市中区大井町のウィルあいちで行います。子育ての仲間との出会い、支え合い、親になることへの支援、育児相談、子どもの豊かな遊びなどをテーマに、CAPNAをはじめ県内のNPO、行政機関など約30団体がブース展示するほか、午前、午後に分かれ、地域の子育てネット、親子教室、育児休業、育ち合い、電話相談など10の分科会が開かれます。申し込み、問い合わせは、CAPNA事務局(TEL052-232-2880、FAX052-232-2882)へ。

10月の市民講座は、岩城理事長の登場です

10月24日午後6時30分から、名古屋市中区大井町、名古屋市女性会館で行います。

「児童虐待防止法の改正を考える」の演題で、最新の動きを紹介していただきます。一般500円、会員無料です。どうぞお越しください。

ご寄付 次の皆様からご寄付をいただきました。お礼申し上げます。
(7-9月分、順不同、敬称略)

【団体】(株)ウスイ、在日米商工会議所、名古屋青年会議所

【個人】門田みな子、塚本恵子、伊藤純子、白石淑江、岩城正光ほか匿名の3人の皆様

CAPNAニューズレター25号 (隔月刊9号)

2002年9月30日発行

発行 特定非営利活動法人 子どもの虐待防止ネットワーク・あいち

編集 CAPNA事務局広報チーム

事務局 〒460-0002名古屋市中区丸の内1-4-404 TEL052(232)2880、FAX052(232)2882



祖父江前理事長のビデオメッセージも登場

医療関係者に虐待防止アピール 日本外来小児科学会

日本外来小児科学会が8月31日、9月1日の両日、名古屋国際会議場で開かれ、CAPNAが展示、ワークショップ、分科会、ランチョンセミナーにフル参加して、日本の児童虐待の現状と、虐待防止ネットワークの意義を医療関係者に訴えました。

展示では、約40枚のパネルを使い、CAPNAの電話相談や調査研究の活動と、これまでの実績などを紹介。また、故・祖父江文宏理事長の写真パネルを展示したほか、名古屋テレビクルー制作の追悼ビデオを上映しました。多くの関係者がビデオに見入り、涙していました。

初日に行われた分科会は、岩城理事長（法律）、安藤常務理事（広報）、高橋理事（医療）がそれぞれの立場から、約20分の報告を行いました。看護師を中心にした約40人の参加者から活発な質問が出されました。

二日目に行われたランチョンセミナーでは、岩城理事長がユーモアをちりばめながら熱弁をふるいました。

岩城理事長は、第1のステージ（発見・予防）、第2のステージ（危機介入）、第3のステージ（親、子双方の治療）、第4のステージ（再統合＝もう一度親子関係を築き直させる）の4段階の援助が必要なことを強調し、「治療が終わって、子は子なりに、親は親なりに自分の人生史において虐待があったことを認

めながら、新しい自分の人生をスタートする、そのスタートラインに立たせることが目標」と指摘しました。

また、過去の虐待死事件を調べると、多くのケースに医療関係者の関わりが確認できるとして「医療関係者が関わっていないながら虐待であることを見逃し、気付いていても次の手を打てないまま傍観者になってしまい、子どもが死亡してしまったケースが多く発生している。医師は親子関係までにはなかなか目が行かない。実際、ケース検討会でも、医師の発言は非常に少ない。親子の態度、言動、行動などの細かい情報や、家族関係などをきちんと把握して対応しているのは、むしろ看護師である」と訴えました。

さらに、虐待をしている親への関わり方として「医師は虐待を早く発見し、介入の必要性を判断すべきであるが、決して親を責めてはならない。親には笑顔で接し、頭では大変だ、この子を救うにはどうしたらよいか、と考えることが重要である」と指摘しました。

500人以上の医療関係者が熱心に聴き入り、用意したCAPNAの書籍類もたちまち売り切れるなど、大好評でした。

医療関係者の虐待問題への関心は、まだまだ高いとはいえません。今回のCAPNAのアピールが、全国に波及することを期待しています。（岩城理事長の講演抄録は別紙にまとめました。ご覧ください）

暑い名古屋で、熱い議論 JaSPCAN制度検討委員会

日本子どもの虐待防止研究会（略称JaSPCAN）の制度検討委員会が、9月15、16日に、名古屋で開かれ、東京、大阪から21人の委員が参加しました。児童虐待防止法の問題点には多岐にわたりますが、委員会で特に話題となったことを紹介します。（岩城 正光）

虐待通告先に警察を加えるかどうか

児童相談所は夜間や休日の対応には応じることが難しい。24時間の通告対応や即応的な対応をするためにはDV法と同じように警察も通告先に加えて欲しいという児童相談所や実務者の意見が出されました。これに対して、警察に子どもの安全確認を担当してもらうことに異論はないが、虐待通告はもともと子ども・家族への支援を念頭においているものであって、刑事処分を求めるものではない。刑事捜査に直結する危険性があり弊害も大きいことをどのように歯止めをかけるべきかという視点からの慎重論も法律関係者からは強く出されました。

通告義務と連携義務

児童福祉法も児童虐待防止法も、虐待情報の児童相談所等に対する通告義務が強調されていますが、児童相談所等は通告だけでは子どもの安全確認や虐待予防の手だてをすることは不可能です。通告だけでは児童相談所に任せればなしにするのではなく、通告者も含めて関係機関の継続的実質的な連携を図ることこそが重要です。

虐待事件を見つける人を増やすことも大事だが、虐待ケースの解決にかかわる人を増やすことも大切であるということです。連携に伴う相互の情報提供（守秘義務の解除）、ケース検討会議の法定とそのメンバーの協力義務・守秘義務を具体化することで、より多面的かつ機動的な活動や援助が可能となるでしょう。特にケース検討会議のメンバーの守秘義務を法定することで、行政とNPOが個別の守秘義務についての覚書を交わす必要性は少なくなると思います。



児童福祉司の配置や施設最低基準の見直しなど

現在の児童福祉司の数では、虐待ケースへの迅速・適切な対応は困難です。またせっかく保護された児童も施設職員の不足などから不自由な生活を強いられています。一時保護についても緊急かつ安全に保護が可能な複数のシェルターを各自治体に配備する必要があります。

裁判所の関与について

児童相談所の立入調査、親権の一部停止や一時停止などの裁判所の関与をできるだけ制度化し、親への援助システムも構築するべきであるという意見が出されました。司法が福祉を行政に任せっ放しにする時代は終わったと思います。裁判所が後見的な立場から福祉行政にかかわる視点（例えば治療命令・保護命令など）が期待されていることを痛感しました。その他、援助（治療）プログラムの開発、里親制度の充実、虐待罪の新設など幅広く議論がなされました。

この検討会議を踏まえてさらに検討を個別に加え、12月のJaSPCAN東京大会（学術集会）に提言を発表する予定です。